

## 台風・大雨等の場合の学童保育所の対応基準

令和5年9月25日版

令和8年6月5日改訂

近年、台風や大雨などで大きな被害が発生することが増えており、埼玉県においても、令和元年10月の台風19号では各地に大きな被害が発生しました。

こうした台風等により災害が予想される場合の、学童保育所の休所等について、お子様・保護者・支援員の安全確保を第一に、今後は以下の基準により対応するものとします。

### 1 大雨等の気象状況や地震などから学校が臨時休校等とした場合

学校の対応	学童保育所の対応
臨時休校となった。	休所します。
登校時間を遅らせた。	通常どおり下校時刻から開所。 *朝からは開所しません。
登校後に途中下校となった。	休所します。 *学校から保護者への直接引き渡しがある場合を除き、下校時刻が開所時刻とほぼ同じで受入れ可能な場合は、一時的にお預かりしますので、速やかなお迎えをお願いします。

### 2 土曜日・長期休業日に大雨等で市内にレベル3警報以上が発令された場合等

レベル	学童保育所の対応
午前6時30分時点で ・レベル3警報以上の発令 ・震度5弱以上の地震発生	休所します。 *学童保育所の安全性と地域の被災状況により、翌日以降の再開を判断します。
学童保育所登所後に、 ・レベル3警報以上の発令 ・震度5弱以上の地震発生	その時点で休所しますので、速やかなお迎えをお願いします。 *学童保育所の安全性と地域の被災状況により、翌日以降の再開を判断します。

\*1 レベル3警報は、「避難情報に関するガイドライン」で、「高齢者等避難」となります。

\*2 レベル3警報が発令される前に、大雨等の気象予想から、鉄道等の「計画運休」が発表された場合などで、通勤が困難となった方、その他テレワーク等により在宅の保護者がいらっしゃる場合には、登所の自粛に御協力をお願いします。また、お仕事先が勤務時間を短縮した場合は、できる限り早めのお迎えをお願いします。

\*3 防災気象情報で、大雨・洪水等の警報（レベル3警報相当）が出され、地域の状況から早めの避難等が必要と判断した場合は、レベル3警報以上が発令される前であっても休所とし、お迎えをお願いすることがあります。

\*4 保護者の皆様のお迎えを待っている間に、当該小学校に避難所が開設された場合は、お子様たちを避難所に誘導し、引き続き保護者の皆様のお迎えをお待ちいたします。